

**【新設】(名義株がある場合の直接又は間接保有の株式)**

**66の5の2-15** 措置法第66条の5の2第2項第4号に規定する特殊の関係の有無の判定において、名義株は、その実際の権利者が保有するものとしてその判定を行うことに留意する。

**【解説】**

- 1 令和元年度の税制改正において、過大支払利子税制（以下「本制度」という。）の条文構成が変更されたことに伴い、本制度に関する既存の取扱い（旧措通66の5の2-1から66の5の2-16まで）を廃止し、所要の見直しを行った上で、改正後の条文に沿ってその取扱い（措通66の5の2-1から66の5の2-18まで）を新たに定めている。本通達は、「名義株がある場合の直接又は間接保有の株式」について、従来明らかにされていた取扱い（旧措通66の5の2-3）と同様の取扱いを定めるものである。
- 2 本制度の対象となる対象支払利子等の額は、支払利子等（措置法第66条の5の2第2項第2号に規定する支払利子等をいう。以下同じ。）の額のうち対象外支払利子等の額以外の金額とされているが（措法66の5の2②一）、この対象外支払利子等の額からは、法人に係る関連者が非関連者（措法66の5の2②五）を通じて当該法人に資金を供与したと認められる場合における当該非関連者に対する支払利子等の額等を除くこととされている（措法66の5の2②三）。この関連者とは、その法人との間にいずれか一方の法人が他方の法人の発行済株式の50%以上を直接又は間接に保有する関係その他の特殊の関係にある法人など一定の者をいうこととされている（措法66の5の2②四）。
- 3 本通達では、この場合の直接又は間接に保有する株式の中に名義株があるときは、実際の権利者が保有するものとして、この関連者に該当するかどうかを判定することを留意的に明らかにしている。これは、名義株を放置することにより、この関連者への該当性の判定が回避されて本制度による課税がなされなくなる等、弊害も少なくないことから、その実際の株主を追求して適正公平な課税関係を実現しようというもので、税の実質主義を表すものであり、法人税基本通達1-3-2と同趣旨のものである。
- 4 連結納税制度においても、同様の通達（連措通68の89の2-15）を定めている。